平成２２年（フ）第７８号
兵庫県尼崎市武庫元町１丁目12番８号
破産者　有限会社インテリアげんなか
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５４１号
兵庫県尼崎市東本町２丁目56、登記簿上の本店所在地兵庫県尼崎市東本町３丁目77番地の２
破産者　有限会社佐々木運送
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５９７号
兵庫県芦屋市松ノ内町２番２号ＣＯＳＭＯ第一ビル２階、前本店所在地静岡県浜松市中区東伊場１丁目３番１号　グランドホテル浜松本館７階
破産者　株式会社ダヴィンチ
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４６６号
岡山県倉敷市亀山487番地５
破産者　有限会社横山建設
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第１９号
岡山県津山市一方160番地
破産者　大橋自動車商会株式会社（旧商号津山三菱自動車販売株式会社）
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第１１５号
岡山県久米郡久米南町上神目455番地の１
破産者　光延運送有限会社
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第６１６号
北九州市小倉南区湯川新町３丁目２番22号
破産者　吉田　　明
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６１７号
北九州市小倉南区湯川新町３丁目２番22号
破産者　吉田　数江
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３５６号
熊本市龍田９丁目２番35号
破産者　有限会社スマイルファミリー
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２６号
北海道三笠市幌内町１丁目186番地
破産者　有限会社ダイヤパン
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第２０号
北海道目梨郡羅臼町知昭町11番地１
破産者　有限会社伊勢三商店
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２２年（フ）第２７７号
広島県呉市本通２丁目１番16―403号
破産者　有限会社マリンビット
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５８号
愛知県一宮市公園通３丁目11番地
破産者　有限会社丸一
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４３号
三重県鈴鹿市三日市南３丁目９番13号
破産者　岩永　勝也
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７１号
三重県津市久居新町2284番地、登記記録上の本店所在地三重県津市久居新町1128番地14
破産者　ｆｏｕｒ　ｓｅａｓｏｎ有限会社
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７２号
三重県津市久居持川町2341番地３　クレールダイコクＢ102
破産者　田中正次郎
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８１号
三重県津市芸濃町椋本744番地、開始決定時の住民票上の住所三重県四日市市伊倉１丁目３番12号
破産者　駒田　展弘（旧姓小川）
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１４２号
三重県鈴鹿市岡田１丁目26番23号
破産者　森川産業有限会社
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１９０号
和歌山県日高郡日高川町大字原日浦184番地
破産者　有限会社西谷組
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１２号
広島県庄原市東本町１丁目18番１―307号
破産者　松永　満子
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第８２号
新潟県上越市大字飯田468番地
破産者　玄番　忠義
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第９９号
新潟県上越市木田３丁目１番４号
破産者　俣野　正雄
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部